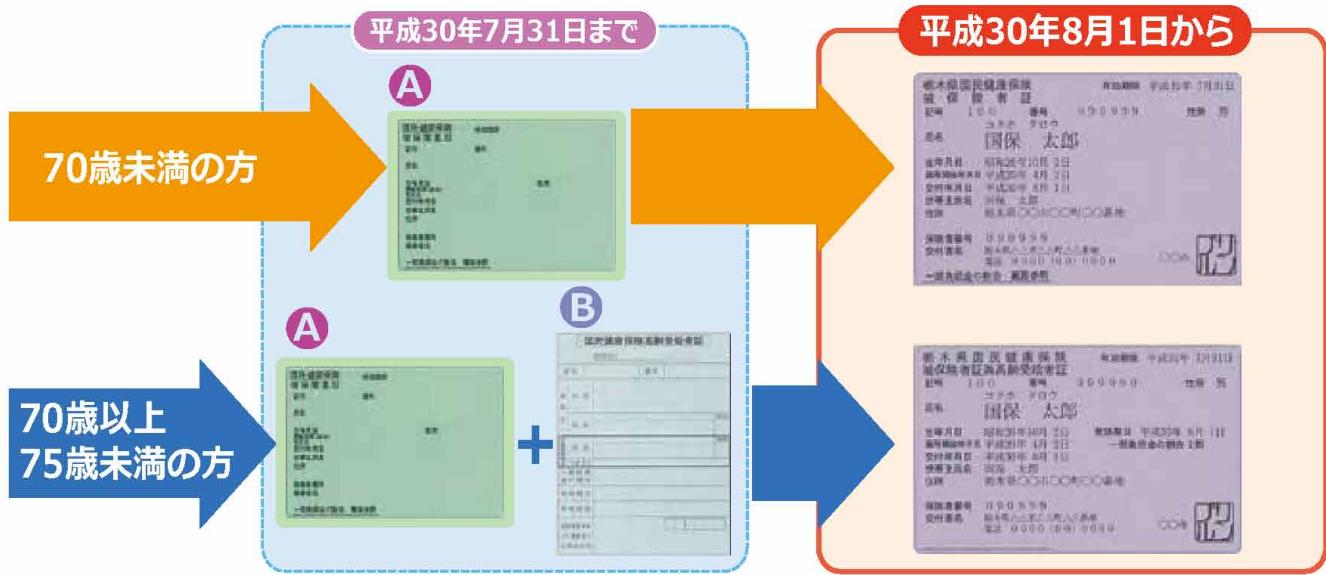


国民健康保険被保険者証が更新されます また、8月から被保険者証の様式が変わります

70歳以上75歳未満の方は①被保険者証と②高齢受給者証が一体化されます



現在使用している「国民健康保険被保険者証(保険証)」の有効期限が7月31日で満了となるため、新しい保険証を送付します。

なお、今回送付する保険

証から、これまで70歳以上の方に別に交付されていました「国民健康保険高齢受給者証」が保険証と一体化されていますので、今後医療機関にかかる際は保険証

一枚で受診できます。また、途中で70歳になる方には誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)に一体化された保険証を改めて送付します。

新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日ですが、①②に該当する方は、短くなっています。

①退職被保険者で65歳の誕生日を迎える方とその被扶養者

②75歳の誕生日を迎える方有効期限が切れる前には新たな保険証を送付します。

▼問合せ

住民生活課医療保険係

☎ ②6909



後期高齢者医療被保険者証が更新されます

被保険者証について

7月下旬に送付する保険証に同封します。

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日です。

8月から使用する保険証は長形3号の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口に提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に住民生活課または各支所に返却をお願いします。

限度額適用・標準負担額認定証について

在外選挙 出国時登録申請が始まりました

世帯の全員が町民税非課税の場合は、診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。

また、入院時の食事代が減額になります。該当する方は住民生活課窓口で申請が必要となります。なお、過去に限度額適用・標準負担額認定証の交付を受けたことがあり、平成30年度の負担区分が低所得区分に該当する方については、申請手続きをしなくても

▼問合せ

選挙管理委員会事務局

☎ ②6927

在外選挙制度の活用には、在外選挙人名簿への登録が必要です。登録の申請は、これまでは在外公館に限られていましたが、6月から市町村の選挙管理委員会窓口でもできるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ ②627-6805
○住民生活課医療保険係

☎ ②6909

また、平成30年8月から、所得区分が現役並み1または現役並み2に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。